

1 全般的事項

(1) 事業者は、北九州市環境影響評価技術指針に基づき選定した環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に従い、環境影響評価を適切に行うことが必要である。

また、今後環境影響評価を進めていく上で、環境への影響に関し、新たな事実が判明又は予測された場合においては、必要に応じて、選定された項目及び手法の見直し又は追加を行うべきである。

(2) 当該事業計画は、既存の廃棄物焼却施設の老朽化に伴い、同一敷地内に廃棄物焼却施設を建設するものである。新たに建設する施設の検討に当たっては、既存の施設に比べ環境の負荷を一層低減させるため、最新システムの導入を図る必要がある。

また、当該施設の計画については、廃棄物及び有害物質の排出抑制を図るとともにそれらを適正に処理する必要がある。

2 環境影響評価の項目選定に関する事項

方法書には当該施設の廃棄物の焼却方式が明示されていないため、事業者が選定した環境影響評価の項目が当該事業の特性に基づいて適切に選定されたか否かの判断は困難である。

事業者は、早急に当該施設の焼却方式を決定し、その焼却方式に応じた環境影響評価項目を選定することが必要である。現在の方法書に記載されている項目について、見直しの必要性が生じた場合には、必要に応じて学識経験者等専門家の助言及び指導を受け、事業特性を適切に考慮した項目の選定を行い、環境影響評価を実施する必要がある。

3 調査、予測及び評価の手法

(1) 建設工事に伴う大気質への環境影響の調査、予測及び評価は、詳細な工事工程計画を策定し、建設機械の稼働が最大となる時期について実施する必要がある。

(2) 方法書では、当該施設の稼働後における大気質の環境要素に係る調査、予測及び評価を行う地域について、当該事業予定区域から半径約4キロメートルの範囲としているが、具体的な範囲が図示されていない。このため、地域特性を考慮することができず、調査等の範囲を明確に指摘することは困難である。

事業者は、地域特性及び選定した物質の拡散特性を踏まえ、当該物質による環境影響を及ぼす可能性のある地域を明示するとともに、適切な調査、予測及び評価を行い、調査等の範囲及びその結果を準備書に記載する必要がある。

4 その他

(1) 方法書には、既存施設の配置図及び当該施設の建設予定地が明確に示されていないことから両者の位置関係も曖昧にしか判断できない。

また、事業予定地の土地利用計画も示されていない。

これらについても事業者は、早急に計画の決定を行い、計画が策定された段階で審査会委員へ報告する必要がある。

その上で、準備書には詳細な施設配置図、既存施設との位置関係が明確に判る資料及び

緑地率等を示した土地利用計画を掲載し、それらの資料から敷地内の緑化対策等の環境保全対策の検討を行い、その結果を示す必要がある。

(2) 当該施設の稼働に伴い、既存の施設については、解体されることになる。解体の際には、ダイオキシン類等有害物質の飛散が懸念されることから、事業者は、既存施設の解体に伴う環境保全対策を十分検討し、その結果を準備書に明記する必要がある。